

## 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

### 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 （仮称）ナルス高田西店

所在地 上越市大貫4丁目3外

設置者 株式会社ナルス

### 2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年7月19日

### 3 意見の概要

#### (1) 上越市からの意見の概要

意見なし

#### (2) 居住者等の意見の概要

- ・騒音実測値が敷地境界線上の全ての地点で、騒音環境基準を確保すること。
- ・室外空調機及び室外換気扇台数を集約し、超低騒音機種を採用すること。また、設置位置を建物の北側及び北東側に多数移設すること。
- ・地上及び屋根上等の騒音防止構造等は、遮音及び消音効果が発揮する資材や構造にすること。
- ・経年劣化による騒音拡大の防止と、機器類の交換を遅滞なく行うこと。

### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

### 5 縦覧期間

平成28年12月9日から平成29年1月9日まで